

岩手県県有林J-クレジット販売仲介業務委託 応募要領

令和 8 年 4 月
岩 手 県

岩手県県有林J-クレジット販売仲介業務委託 応募要領

1 業務の概要

- (1) 業務名
岩手県県有林J-クレジット販売仲介業務委託
- (2) 業務目的
岩手県県有林J-クレジット（J-クレジット制度に基づき、岩手県が、岩手県県有林において実施した二酸化炭素の吸収活動について、制度管理者により認証、発行された二酸化炭素吸収量。以下「県有林J-クレジット」という。）の販売促進
- (3) 業務内容
資料2「仕様書」のとおり
- (4) 受託者数の上限
「2 応募要件」を満たす者で、3者を上限とする。
- (5) 仲介量の上限
3者合計で、360t-CO₂以内
※県有林J-クレジットの在庫状況により、仲介量の上限を減ずることがある。
※委託契約後、必要に応じ、仲介量の上限を増とする契約の変更について、受託者に協議することがある。
- (6) 委託期間
契約日の翌日から令和9年3月31日までとし、(3)業務内容の実施期間は2月15日までとする。
- (7) 委託料
仲介による販売実績額の3%

2 応募要件

受託候補者に応募する者は、下記に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

〔応募要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) これまでにJ-クレジットの販売仲介又は類似業務の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する可能性があること。

- (8) 申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。

3 応募手続に関する事項

(1) 応募要領等の交付

本事業における受託候補者の募集に関する要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」 → その他公募情報

【交付資料】

- | | |
|-----|----------|
| 資料1 | 応募要領（本書） |
| 資料2 | 仕様書 |
| 資料3 | 契約書案 |
| 資料4 | 応募申請書 |
| 資料5 | 審査基準 |

(2) 申請期限

令和8年4月23日(木)午後5時まで〔必着〕

(3) 申請書類

資料4「応募申請書」

(4) 提出先

岩手県農林水産部 森林保全課 県有林担当（岩手県庁6階）
住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話：019-629-5797 F A X：019-629-5789

(5) 提出方法

ア 持参または郵送により提出すること。

イ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

ウ 郵送の場合は、申請期限内に必着のこと。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

審査は、資料5「審査基準」に基づき行う。

(2) 受託候補者等の決定

ア 県は、審査結果に基づき、受託候補者及び各者の仲介量の上限を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各受託候補者に郵送により書面で通知する。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

免除 会計規則第112条第6号

(3) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式

ホームページ上に公表する。

7 その他

契約締結までのスケジュール（予定）

令和8年4月23日（木） 応募申請書類の提出期限

令和8年4月下旬 受託候補者の審査・決定

令和8年5月上旬 受託候補者と見積合せ

令和8年5月中旬 契約締結